



栃木県公報

平成 27 年
2月17日(火)
第2656号

目 次

告 示

○栃木県景観条例第31条第1項の規定による区域の指定に関する告示の一部改正	123
○公印の廃止	123
○地籍調査の成果の認証	123
○廃川敷地	124

公 告

○建設業者の監督処分	124
○公共測量の実施	125
○公共測量の終了	125
○開発行為の工事完了	125

調達等公告

○入札公告（特定調達公告）	126
---------------	-----

告 示

栃木県告示第四十七号

栃木県景観条例第三十一条第一項の規定による区域の指定（平成十九年栃木県告示第七百五十三号）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用する。

平成二十七年二月十七日

栃木県知事 福 田 富 一

「佐野市」を「栃木市、佐野市、鹿沼市」に改める。

(都市計画課)

栃木県告示第48号

次の公印を廃止したので、栃木県公印規程（昭和49年栃木県訓令第15号）第12条の規定により告示する。

平成27年 2月17日

栃木県知事 福 田 富 一

名 称	寸 法 (ミリメートル)	書 体	用 途	廃止期日	廃 止 理 由
栃木県立県央産業技術専門校長之印	方20	てん書	一般文書用	平成27年 1月19日	摩耗のため

(文書学事課)

栃木県告示第49号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

平成27年 2月17日

栃木県知事 福 田 富 一

調査を行った者の名称	調査区域	成果の名称	認証年月日
さくら市	さくら市喜連川の一部	さくら市喜連川の一部（喜連川X X IV地区）の地籍図及び地籍簿	平成27年2月6日

(農村振興課)

栃木県告示第50号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により次のとおり公示する。

関係図面は、栃木県県土整備部河川課に備え置いて縦覧に供する。

平成27年2月17日

栃木県知事 福田 富 一

- 河川の名称
利根川水系一級河川名草川
- 廃川敷地等が生じた年月日
平成27年2月6日
- 廃川敷地等の位置
足利市名草下町字登戸4622-4地先から
足利市名草下町字登戸6011-1地先まで
- 廃川敷地等の種類及び数量
土地 2,733.99㎡

(河川課)

公 告**○建設業者の監督処分**

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定により次のとおり公告する。

平成27年2月17日

栃木県知事 福田 富 一

- 処分をした年月日
平成27年2月10日
- 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
株式会社関根建設
佐野市小中町286番地1
代表取締役 関根 廣信
栃木県知事許可（般-23）第12135号
- 処分の内容
建設業法第28条第3項の規定による営業の停止命令
 - 停止を命ずる営業の範囲
建設業に係る営業の全部
 - 停止を命ずる期間
平成27年2月18日から同月20日までの3日間
- 処分の原因となった事実
株式会社関根建設の役員が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反により、平成25年8月8日、足利簡易裁判所において、罰金40万円に処する旨の略式命令を受け、これが確定したこと（建設業法第28条第1項

第3号該当)。

○公共測量の実施

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、下野市長から公共測量を実施する旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

平成27年2月17日

栃木県知事 福田 富一

- 1 作業種類
公共測量(MMS計測及び数値地形図データ更新)
- 2 作業地域
下野市
- 3 作業期間
平成27年2月3日から同年3月20日まで

○公共測量の終了

平成26年8月8日付けの栃木県公報で公示した「公共測量の実施」について、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、上三川町長から、その公共測量が終わった旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

平成27年2月17日

栃木県知事 福田 富一

- 1 作業種類
公共測量(写真地図作成(デジタルオルソ) 数値撮影(デジタル))
- 2 作業地域
上三川町
- 3 作業期間
平成26年7月23日から平成27年3月6日まで

(監理課)

○開発行為の工事完了

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第2項の規定により、開発行為に関する工事の完了に係る検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告する。

平成27年2月17日

栃木県知事 福田 富一

開 発 区 域 (工区に含まれる地域の名称)	開 発 許 可 を 受 け た 者	
	住 所	氏 名
河内郡上三川町大字西汗字西田940番2、940番10、940番11、941番1の一部、941番2の一部	真岡市荒町2036番地	有限会社荒町私塾
塩谷郡高根沢町大字石末字野中881番	塩谷郡高根沢町大字石末1047番地	加藤 泰生
真岡市長田字北原1627番1	真岡市長田1674番地4	上野 利晴
芳賀郡芳賀町大字芳志戸字芳志戸2151番3	芳賀郡芳賀町大字祖母井1089番地2 ヴェルドミールB108	菊地 隼人 菊地 由佳里
下都賀郡壬生町駅東町81番1	下都賀郡壬生町中央町12番5号	大橋 一友

下都賀郡壬生町大字福和田字東原1587番14の一部	下都賀郡壬生町大字福和田1585番地91 下都賀郡壬生町大字福和田1585番地104	清 水 秀 雄 清 水 一 男
下都賀郡野木町大字南赤塚字出山1508番3、1508番4	下都賀郡野木町大字友沼6509番地10 テラミパレスD-201号	針 谷 直 樹
下都賀郡野木町大字丸林字鶴巻591番3、591番22	宇都宮市大通り四丁目3番18号	グランディハウス株式会社

(都市計画課)

調 達 等 公 告

○入札公告（特定調達公告）

次のとおり一般競争入札に付する。

平成27年2月17日

栃木県知事 福 田 富 一

1 入札に付する事項

- (1) 委託業務件名 栃木県総合庶務事務システム社会保障・税番号制度対応業務
- (2) 委託業務内容 入札説明書による。
- (3) 履行期間 契約締結日から平成29年3月31日まで
- (4) 履行場所 県の指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 競争入札参加者資格等（平成8年栃木県告示第105号）に基づき、通信、情報処理又はその他のサービスの入札参加資格を有するものと決定された者であること。
- (3) 平成27年4月8日において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22年3月12日付け会計第129号）に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項若しくは第2項の規定に基づく再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項の規定に基づく再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項若しくは第2項の規定に基づく更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項の規定に基づく更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 本県の県税に未納がないことを証明できる者であること。
- (6) プライバシーマークの認定を受け、又はこれと同等の個人情報保護のマネジメントシステムを確立していること。
- (7) ISO9001の認証を取得し、又はこれと同等の品質管理体制を確立していること。
- (8) 情報セキュリティの徹底を図る観点から、ISMS（情報セキュリティ管理システム）の承認を取得し又は適用実績が豊富にあるセキュリティ管理体制を確立していること。
- (9) 栃木県総合庶務事務システムは、基本情報システムに登録された職員情報を各サブシステムに、サービスシステムや給与申請等入力システムに登録された手当情報を給与システムに連携する仕様であることを鑑み、応札希望者は、本システムと同様のシステムの設計及び開発の経験を有すること。
- (10) 本入札に係る入札説明書の交付を受け、入札説明書に記載する事項を履行する者であること。

3 入札の手続等

- (1) 契約に関する事務を担当する課の名称等及び契約内容の縦覧場所
〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号 本庁舎3階
栃木県経営管理部職員総務課総務事務室
電話028-623-2636 FAX028-623-2644 E-mail:sj-system@pref.tochigi.lg.jp

(2) 入札説明書の交付期間及び交付場所

平成27年2月17日から同年3月30日までの日（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで(1)の場所において交付する。

(3) 入札及び開札の日時及び場所

平成27年4月8日午前10時 栃木県庁本庁舎東館3階入札室1に持参又は郵送すること。（ただし、郵送の場合は、同月7日午後5時必着とし、書留郵便で(1)の場所へ郵送すること。）

(4) 入札方法 1の(1)の件名で総価で入札に付する。

(5) 入札書の記載方法等 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合には、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約を希望する見積金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) その他 入札説明会は、平成27年3月3日午前10時から栃木県庁本庁舎研修館2階204研修室において開催する。

4 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 免除

イ 契約保証金に関する事項 納付すること。ただし、栃木県財務規則（平成7年栃木県規則第12号）第143条第2項の規定により担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、同規則第144条第1号に規定する履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

(3) 入札者に要求される事項

ア 入札参加資格の確認 入札者は、2に掲げる入札に参加する者に必要な資格を証明するために、次に定めるところにより入札参加資格確認申請書等を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(ア) 提出期限 平成27年3月31日午後5時

(イ) 提出場所 3(1)の場所

(ウ) 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る。）

イ 入札参加資格確認申請書等を提出しない者又は入札参加資格を有しないと認められた者は、この入札に参加することができない。

ウ 入札参加資格の確認結果は、平成27年4月3日（発送）までに通知する。

(4) 入札の無効 入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び栃木県財務規則第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(5) 落札者の決定方法 栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った他の者を落札者とすることがある。

(6) 契約書の作成の要否 要

(7) その他

ア 平成27年度栃木県一般会計予算が原案どおり成立しなかった場合には、この入札の変更等を行うことがある。

イ 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required:

Renovation of the Tochigi Prefectural Comprehensive Business Affairs System for social security and

the tax number system introduction

(2) Time and Date of bidding:

10:00 a.m., April 8, 2015

(3) Information is available at:

General Affairs Administration Office,
Personal and General Affairs Division,
Department of Administration and Management,
Tochigi Prefecture
1-1-20 Hanawada, Utsunomiya, Tochigi 320-8501
TEL. 028-623-2636

(職員総務課)